

平成31（2019）年度 第1回  
伊丹市地域包括支援センター運営協議会  
議事録

伊丹市地域包括支援センター運営協議会

1. 日 時 令和元年7月19日(火)午後2時～午後3時30分
2. 場 所 伊丹市立総合教育センター 2階研修室
3. 出席者 **【委員】**  
藤井会長、常岡副会長、森田委員、千葉委員、畑委員、  
榎木委員、川村委員、小脇委員、藤田委員、村社委員  
(欠席：瀧田委員)  
**【事務局】**  
坂本健康福祉部長、小野地域福祉室長、瀧田地域・高年福祉課長、  
田中介護保険課長、千葉介護保険課副主幹、原口介護保険課主査、  
阿部介護保険課主査、介護保険課職員、  
伊丹市社会福祉協議会白井地域福祉室長、  
伊丹市地域包括支援センター塩見センター長、  
伊丹市地域型地域包括支援センター職員、  
伊丹市社会福祉協議会職員
4. 傍聴者 1名
5. 次 第 (1) 開会  
(2) 委嘱状交付  
(3) 諮問  
(4) 議題  
①平成30年度 地域包括支援センター事業報告  
②平成31年度 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業  
務一部委託契約について  
③伊丹市の認知症施策について  
(5) 報告事項  
①伊丹市地域包括支援センター業務評価について  
②伊丹市の高齢者虐待対応における手順と関係機関の役割分担  
について  
(6) その他  
(7) 閉 会

**(1) 開会 (省略)**

**(2) 委嘱状交付 (省略)**

**(3) 諮問 (省略)**

- 藤井会長 ・議事に入る前に、議事録を市ホームページで公表することになっていること、また、「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」において「会議録は会長が作成する」ことになっているため、一任をお願いします。また、議事録への署名・捺印について、会長・副会長を除き、名簿の順番で指名します。前年度からの引き続きですが、今回は、森田委員・千葉委員をお願いします。後日議事録が作成できたら、郵送、又は持参をさせていただくので、署名をお願いしたい。
- 事務局 ・本協議会について11名の方に委員を委嘱している。本日の出席状況は、委員総数11名中、出席：10名 欠席：1名。伊丹市地域包括支援センター運営協議会条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、本協議会は成立。あわせて、本日の傍聴者は1名です。

**(4) 議題 ①平成30年度 地域包括支援センター事業報告**

<事務局より資料1に基づいて説明>

- 藤井会長 ・ご質問やご意見はありますか。
- 藤田委員 ・相談する際にA地域包括支援センターに相談したが、居住地の住所はB地域包括支援センターの担当であるので、次回からはB地域包括支援センターに相談してくださいと言われたという事例があるのか、その対応は正しいのか。
- ・2ページの「2. 総合相談・権利擁護 (3) 相談内容の延べ件数」の「その他」が374件であるが、地域包括ケアシステムの構築が進めば、在宅での看取り件数が増加する。遺族の支援や地域としての課題、葬儀やお墓の問題等が出てくる。今後は地域包括支援センターがそのようなことも対応できる体制が必要だと感じるが、市としてはどのように考えているか。
- 事務局 ・地域包括支援センターは地区担当制であるので、住所地によって担当が決まる。そのため、担当地域外の地域包括支援センターが相談対応

した場合、居住地の担当地域包括支援センターを紹介または、引き継ぎすることとなる。

- ・在宅で最期を迎えるにあたり、地域包括支援センターへの相談は可能である。また地域包括支援センターだけでなく、医療機関・ケアマネジャー・介護サービス事業所が連携し、必要なサービスを検討し、在宅で必要な医療・介護のサービスを受けられるよう、チーム支援を行っている。

- 藤田委員 ・家からはA地域包括支援センターが近く、居住地の担当のB地域包括支援センターはバスに乗り換えて行かなければならないという場合、そこまでして相談に行くのか。諮問に「実情を踏まえた適切でかつ柔軟な事業運営を行い」と記載があるが、そのような人に対して柔軟な対応が必要ではないか。

- 事務局 ・介護保険法において、住所地によって担当すると示されているため、2小学校区ごとに地域包括支援センターを設置している。ただし地域包括支援センターまで出向くのが困難な場合は、担当の地域包括支援センターに電話をいただいたら、地域包括支援センターの職員が家庭訪問し、相談を伺っている。

- 藤井会長 ・地区担当というのはわかるが、相談者と担当地域包括支援センター職員との関係が悪くなる場合もある。苦情を解決する手段として、そのような事例の場合の対応も考えるべきである。

- 事務局 ・本市は基幹型地域包括支援センターを設置しており、そこでも相談を受け付けることは可能である。また市介護保険課で相談を受け付けることもでき、柔軟な対応は可能である。

- 藤井会長 ・住民に周知はできているのか。

- 事務局 ・「お住いの地域の担当地域包括支援センターにご相談下さい。」という周知を実施しているが、不都合が出た時点で、基幹型地域包括支援センターや市介護保険課に相談する旨を提案することになる。

- 藤井会長 ・地区担当制というのは、担当地域包括支援センターと関係性が悪い、または場所が遠い等想定できる課題である。そのような場合の対応を

行うことが必要である。

- 藤田委員 ・多職種と連携していくということであるが、生存中は地域包括支援センターで医療や介護の相談をし、死亡後も引き続き地域包括支援センターで相談対応できる体制を構築してほしい。
- 藤井会長 ・今後、孤独死の問題も増えていく。死ぬまでのケアをどうするかは全国的な課題である。
- 事務局 ・人間が最期を迎える際に、行政としてどのような支援をするのかは、市議会でも課題となった。市民に向けて、元気なうちにエンディングプランを作成してもらうことや、終末期をどのように過ごしたいか考えてもらうことの必要性について情報提供し、熟考してもらうことが重要である。また必要な方に支援する体制整備を考えているが、もう少しお時間をいただきたい。
- 藤井会長 ・今後避けて通れない問題であるが、現状明確な仕組みはない状態であるということであり、課題である。
- 村社委員 ・独居高齢者が今、死亡した場合、地域包括支援センターや生活保護を担当するケースワーカーが対応するのか。どこが担当するのか。
- 藤井会長 ・生活保護は受給していない低所得者が死亡した場合の支援はどうか。
- 事務局 ・できる限り親族を探し、連絡を行うが、対応できる親族がない場合、生活保護担当のケースワーカーが対応することもある。
- 藤井会長 ・事業報告の中で、「2 総合相談・権利擁護（3）相談内容ののべ件数 介護生活相談関連 ③生活支援に関すること」の件数が多い。どのような内容か。
- 事務局 ・独居で日常生活の掃除や買い物に困っている。等の生活の相談である。
- 藤井会長 ・独居・男性の低所得者・生活困窮者等が、介護ではなく、生活支援として相談してくる。地域包括支援センターとしてこれはどうか。社会資源が不足しているため、どのように対応してよいか。継続支援が必

要であるが、解決手段がない場合もある。このような相談が累積していくことについてどうか。

- 事務局 ・社会資源の問題ではなく、困ったから相談をするというのが現状である。その中で支援方法に悩む事例はある。どのような内容の相談が多いのか、また対応に苦慮するのか分析し、支援方法の検討が必要である。
- 藤井会長 ・社会との関係がうまく行かず、低所得の独居の人が増加している。高齢者の生活支援のニーズが今後増えることが想定され、課題である。
- 川村委員 ・令和2年度からラストホールの改修工事が行われ、休館する。その間、笹原・鈴原地域包括支援センターはどうするのか。また地域包括支援センター設置数は今後どう考えているのか。以前に本協議会にそのような報告はあったのか。諮問書には地域包括支援センターの運営の評価及び適切、公正かつ中立な運営と諮問に記載されている。
- 事務局 ・ラストホールの改修工事は令和2年7月から令和3年3月末まで実施予定である。笹原・鈴原地域包括支援センターの新たな場所について社会福祉事業団が主になり、検討している。電話やインターネット回線の問題もあり、共同利用施設の利用は難しい。社会福祉事業団としては、電話番号は変更せず、地域住民から連絡があれば、笹原・鈴原地域包括支援センター職員が家庭訪問するという方法を検討している。具体的に決定すれば、地域住民と本協議会にて報告したい。
  - ・地域包括支援センターの設置については、本協議会において意見をいただき、平成27年度より9か所の地域型地域包括支援センターと1か所の基幹型地域包括支援センターを設置した。介護保険事業計画第7期においても、現体制で地域包括ケアシステムの深化と推進に取り組むこととなっている。地域包括支援センター数については、当面は現状のままと考えており、地域包括支援センターの運営方法等については、本協議会にて意見をいただきながら進めていきたい。
- 川村委員 ・現在の地域包括支援センターは高齢者人口の分布や地域特性を考慮して設置していると思うが、市の南部は高齢者数が多く、また移動が困難な人も多いと予想されるため、臨時的に別の場所を借りて、笹原・鈴原地域包括支援センターを開設する等、市が主となり対応すること

を検討してほしい。

- 事務局 ・市としても、まちづくり推進課と共同利用施設の使用や、幼稚園の統廃合による空き施設の利用等、調整した。また実際運営する社会福祉事業団と協議し、様々な場所を検討したが、代替の場所での開設が難しかった。
- 藤井会長 ・このような議題は本協議会での議題ではないのか。
- 事務局 ・方向性がはっきりしない状態で、本協議会にて意見徴収は難しいのではないかと考え、具体案が出た時点で意見をうかがおうと考えていた。
- 藤井会長 ・また報告してほしい。
- 川村委員 ・ラスタホール内のスポーツジムなどは、すでに利用者に代替の手段を紹介している。本協議会にて説明し、意見徴収し、地域の人や利用者に早く説明するべきである。

## ② 平成31年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務一部委託契約について

<事務局より資料2に基づいて説明>

- 藤井会長 ・質問はありますか。
- 各委員 〈異議なし〉
- 藤井会長 ・承認。

## ③ 伊丹市の認知症施策について

<事務局より資料3に基づいて説明>

- 藤井会長 ・質問はありますか。
- 常岡副会長 ・伊丹市国保特定健診等と同時にもの忘れ・ロコモティブシンドローム検診を実施している。本人が直接医療機関に受診し、検査を受け、約

1週間後に原則本人に結果を説明する。本人の住所・氏名・連絡先がわかっているのに連絡がつかないという状況はどういうことか。

- 事務局 ・各地域包括支援センターに状況確認したところ、詐欺事件等も懸念され、知らない電話番号にはでない、また家庭訪問しても市や地域包括支援センターを名乗るとドアを開けてもらえないことも多いとのことである。
- 常岡副会長 ・近年、振り込め詐欺等もあり、悪い人からの連絡だと思い、なかなか対応してもらえないというのを耳にする。それに対する対応策も検討が必要である。
- 事務局 ・医師会の「認知症かかりつけ医対応向上委員会」においても、この件について検討されている。市としても共に考えていきたい。
- 藤井会長 ・良い取り組みであるので、ぜひ支援につながるようにしてほしい。
- 藤田委員 ・認知症カフェが市内に5か所あり、自らもその内の1か所の運営に携わっているが、報告のとおり当事者や家族の参加が少ないのが悩みである。参加者を増やすような取り組みについて、検討するのは地域包括支援センターか市かどちらか。
- 事務局 ・例えば参加しやすいようにするためのボランティア養成等、市の施策として行うべき点について、市で検討するが、参加したい人がいる等の地域の実情は地域包括支援センターがよく理解しているので、情報共有しながら、共に取り組みたい。
- 藤井会長 ・参加が少ないことについて、分析はできているか。
- 事務局 ・「認知症ケア多職種研究会」で、認知症という疾患の特徴からも1人でカフェへの往復が難しいことがある等の意見は聞いているが、分析はできていない。
- 藤田委員 ・認知症初期集中支援チームの支援件数10件は、多いのか少ないのか適当なのか。

- 事務局 ・認知症初期集中支援チームを設置した初年度であるため、経年的な比較はできないが、近隣市の状況と比べると平均的な件数である。
- 藤井会長 ・認知症の当事者は病識があっても、認知症初期集中支援チームに支援してもらおうと行動するのは難しく、また家族や周囲も本人の意思に反して、支援を依頼するのは困難である。もともと支援件数が伸びにくい制度。支援に結び付きやすいように最初の入口をどうするかが課題であり、他市も似たような状況で件数が増えにくい状況が続く。件数を増やしていくのか、このままの件数で良いのかどちらか。
- 事務局 ・平成30年度の状況をみると、認知症初期集中支援チームが担当する事例は、地域包括支援センターが関わったが、対応困難で時間がかかるというのが多い。事例によっては20回程度家庭訪問に行くこともあった。平成30年度は支援が必要であった事例を積極的に抽出した結果10件であり、今年度もすでに5件支援している。引き続き支援が必要な事例を積極的に抽出し、取り組んでいきたい。
- 藤井会長 ・事例について研究する必要がある。
- 小脇委員 ・民生委員で認知症の人がいるが、他の民生委員が、役割を補っている。高齢者実態調査の件数は、多い地域は民生委員が100件ほど家庭訪問するが、それも他の民生委員が補っているのが実情である。地域の見守り等も代わりにやらなくてはならない。民生委員を交代してくれる人や若い人のなり手がおらず、今後どうしていくかが民生委員の課題である。
  - ・高齢者実態調査についてだが、留守が多い。訪問しても家にはいるがでてこない人も多い。1日5件程度家庭訪問しており、直接会って、ふれ愛福祉サロンに来ないか等の会話ができるので良いことであるが、とても大変である。最近困った事例としては、外国籍の人。支給されたリストは外国名であるが、実際の表札は日本名であり、家が分からず地域包括支援センター職員と一緒に探した。今後外国籍の人も増えることが予想され、高齢者実態調査のリストの書き方も考えていく必要がある。
- 村社委員 ・5ページの「3伊丹市の認知症への取り組みについて 5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 (2) 交通安全の確保」

について、70歳以上の人に対する市バス特別乗車証と高齢者運転免許自主返納サポート協議会実施事業は別々のものか、一体的なものか。

- 事務局 ・ 70歳以上の人へ市バス特別乗車証を交付することが、高齢者運転免許自主返納サポート協議会実施事業の一環である。
- 藤井会長 ・ 3ページに「3伊丹市の認知症への取り組みについて 2) 医療ネットワークとの連携 (1) ②歯科医院や薬局との連携」についての報告があるが、森田委員、千葉委員、意見はどうか。
- 森田委員 ・ 歯科医院に長年通院されていて、徐々に自分で口腔ケアができなくなった患者がいた。説明・指導しても理解ができず、無関心であった。その後、1人での通院が困難になったため、家族が付き添って受診するようになったが、家族も高齢であり、説明しても理解が得にくい。会話の中でデイサービスに通っているという話があったため、そこで口腔ケアをお願いしたかったが、本人・家族から担当ケアマネジャーやデイサービスについての情報が得れず、他市在住の娘に来院してもらい、なんとか担当ケアマネジャーと連携がとれたという事例があった。以前に、基幹型地域包括支援センターから、ケアマネジャーやかかりつけ医などの関係者の連絡先を書くカードを作成している地域があると聞いた。ぜひそれを市全体で利用できるように進めてほしい。
- 千葉委員 ・ 薬局にも薬の飲み忘れのある患者がこられ、医師より一包化の指示が出る。家族が来局された際に、認知症検査の受診を勧めていきたい。
- 藤井会長 ・ ここまでが審議事項であるが、その他、畑委員、榎木委員、意見ありますか。
- 榎木委員 ・ 5ページの「3伊丹市の認知症への取り組みについて 5) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 (2) 交通安全の確保」について、免許の返納は兵庫県公安委員会の管轄であり、そこまで市が立ち入る必要はないと考えるが、どうか。
- 事務局 ・ 資料の書き方の問題である。市バス特別乗車証を発行することが、自主返納をサポートしていることに繋がるということであり、積極的に自主返納を促しているわけではない。

- 榎木委員 ・危険な運転をする高齢者がいるのも確かではあるが、日常業務が多忙な中で、免許の返納の件については公安委員会に任せるべきである。75歳以上に対しては、免許更新の際に認知症の検査があり、認知症の可能性のある人は免許交付されない。そのため市が積極的に関与する必要はない。
- ・高齢者の虐待が年々増えていると報告があるが、本当に増えているのか、対応はどうしているのか聞きたい。
- 藤井会長 ・虐待対応について、後ほど報告があるので、高齢者虐待についてはそこで伺うことにしたい。畑委員の意見はどうか。
- 畑委員 ・森田委員から意見のあった「関係者の連絡先等、記載するカード」について、以前に介護支援専門員協会でお薬手帳に貼れるような物が作れないか検討したことがある。さらに仕事が増えるという意見があり、広まらなかった。先日、兵庫県歯科医師会の研修に参加した際に、お薬手帳を歯科医院にも持参してもらうように。という説明があり、やはりお薬手帳を活用するような取り組みを考えていきたい。
- 藤井会長 ・またそのような取り組みを検討してほしい。議事は終了とし、報告1にうつる。

## (5) 報告事項

### ① 伊丹市地域包括支援センター業務評価について

<事務局より資料4に基づいて説明>

- 藤井会長 ・報告1について質問ありますか。
- ・119項目が55項目になって全国比較できることになったが、全ての地域包括支援センターが満点を目指す、それによって業務量が溢れる。例えば、1項目ずつA、B、Cランクに分け、最低Cランクは達成する必要があるが、各々の地域特性によって、この地域包括支援センターはAランクを目指す等、強弱をつける方が良い。一律に全地域包括支援センターが満点をとるとするのは、業務を肥大化させ、混乱を招く。この評価を実施しどのように運用するのか。
- 事務局 ・本評価表を用いて事業評価することが初めてになる。現地ヒアリング

を行い、圏域ごとの特徴を把握し、事業はできているが、さらに重点的に実施する業務はどこか等、市と基幹型地域包括支援センター・各地域包括支援センターで共有し、次年度の各地域包括支援センターの運営計画や重点課題に反映してもらいたい。

- 藤井会長
  - ・地域特性を明確にしようとする、全ての地域包括支援センターが各小学校区の地域特性を把握し、説明できることが必要である。決して複雑なことではなく、日常業務を実施する中で、深めていくことが大切である。そのためには各地域包括支援センターの管理者が、3職種が地域アセスメントをできているか等も含め、職員のマネジメントをできていることが重要である。各地域包括支援センターに主体性がなければ、この評価は、達成しているか評価するだけのものとなり、職員は大きな負担を感じる。また、各地域包括支援センターが運営・事業計画を立てる際にもこの評価を資料として活用できるよう、市と地域包括支援センターで工夫をしてほしい。
  - ・最近、どこの地域包括支援センターにおいても欠員がでる。地域で働く職員は、最低5年は継続して勤務してもらう必要がある。全国的に勤続年数は5年未満が多い。職員が定着しているか否かの評価はどうか。
  
- 事務局
  - ・本市においても欠員が出たことがある。他市も同様の状況で、特に保健師については募集をしてもなかなか申し込みがない。現在の勤続年数について把握できていないため、改めて調査し次回の本協議会にて報告したい。
  
- 藤井会長
  - ・職員の問題ではなく、受託法人が地域包括支援センターの業務について理解していないと定着しない。次回勤続年数の資料の提出を受け、議論したい。
  
- 川村委員
  - ・全国標準に合わせて事業評価をせざるを得ないが、地域特性については現地ヒアリングで確認を行うということであった。現状に合わない評価項目もあると思うので、具体的な内容は市と基幹型地域包括支援センターで協議してほしい。
  
- 藤井会長
  - ・伊丹市や担当圏域の特色があり、全国の状況とは異なる部分が出る。しかし地域包括支援センターの基本的な業務・役割としては全国的に

共通であるため、その共通の部分を担うことと、地域の多様性に合わせた事業等を促進させることが必要である。

## ② 伊丹市の高齢者虐待対応における手順と関係機関の役割分担について

<事務局より資料5に基づいて説明>

- 藤井会長 ・高齢者虐待は増加傾向にあるので、早期発見・対応の体制づくりが大切である。権利擁護センターの報告もあり、今後も強化していくということであるので、また報告してほしい。

### (6) その他

- 事務局 ・前回の本協議会において質問のあった「共生型サービスの工賃について」説明します。

<事務局より資料6に基づいて説明>

- 藤井会長 ・以上の説明でよろしいか。その他連絡事項あるか。
- 事務局 ・次回の伊丹市地域包括支援センター運営協議会については、令和2年1月14日(火)午後2時より開催予定。場所は未定であるが、後日改めて、案内文を送付する。

### (7) 閉会

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和 元年 月 日

議事録署名人 印

議事録署名人 印